

川越市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の確認に関する手続を 定める規則（案）の概要について

平成 26 年 1 2 月
こども未来部 保育課

1 趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、関係法律の整備法）が成立しました。

この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっています。

新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっており、施設や事業の設備及び運営に関する基準については、9月に条例を制定いたしました。

平成27年度からの新制度実施に向け、施設型給付費又は地域型保育給付費を受ける認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業の運営が適正に行われていることを確認する必要があるため、この確認手続等について必要な事項を定めるため、「川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する手続を定める規則」を定めようとするものです。

2 内容

規則（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認申請書

教育・保育施設及び地域型保育事業者が施設型給付費又は地域型保育給付費の対象施設であることの確認を受けるために、市長に提出する申請書の様式を定めようとするものです。

(2) 確認した内容の変更等申請書

確認を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営内容等の変更をする場合の申請や届出に必要な書類の様式を定めようとするものです。

(3) 業務管理体制の整備に関する届出書

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業が、保育の提供を行うために必要な業務管理体制の整備に関する届出書類の様式を定めようとするものです。

3 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日